

電気学会東海支部「若手セミナー」に関する申し合わせ

(昭和 58 年 5 月 10 日制定)

(平成 7 年 4 月 20 日改定)

(平成 14 年 4 月 23 日改定)

(令和 3 年 3 月 10 日改定)

(令和 3 年 6 月 1 日改定)

(令和 7 年 3 月 1 日改定)

(趣旨)

1. 東海支部内の准員・学生員をはじめとする若手研究者あるいは若手技術者の交流の場を提供し、研究討論などを推進することを目的とする。

(申請)

2. 若手セミナーの代表者（以下代表者と称する）は設置趣意書を支部長に提出するものとする。また、代表者は当該年度の予算を設置趣意書に記載するものとする。

(承認)

3. 支部長は前項の申請があったときは、これを役員会に諮って審議し、承認の可否を決定する。その結果を代表者に通知する。

(経費)

4. 東海支部は若手セミナーに要する活動費を役員会において決定する。

(期間)

5. 若手セミナーの期間は1テーマにつき原則として1年とし、次年度への継続を希望する場合は改めて申請しなければならない。

(セミナー開催の公告)

6. セミナー開催が決定した際には、代表者は速やかに支部に開催内容を報告しなければならない。

(活動報告)

7. 代表者は、その会計年度の年度末において、活動報告書を支部長に提出し、活動報告をおこなわなければならない。

(会計報告と証憑類の提出)

8. 代表者は、その会計年度の年度末において、活動報告書を支部長に提出し、会計報告をおこなうとともに領収書等の証憑類を提出しなければならない。

(経費の返還)

9. 会計年度終了時に活動費に残がある際には、代表者は残金を支部会計に返還しなければならない。

(共催および協賛)

10. 他学会との共催・協賛により行事をおこなう際には、代表者はあらかじめ支部長に行事の詳細を報告して支部長の承認を得なければならない。若手セミナー活動費を他学会との共催行事に利用する場合には、あらかじめ支部長に申し出た上、承認を得なければならない。